

治安情報 第 17 回四半期報告書

対象地域	フランス リヨン (及びローヌアルプ地方)	在リヨン領事館事務所 リヨン日本人センター治安情報収集チーム	
		作成日	対象期間
参考資料 雑誌 ウェブ情報	Lyon Progrès 他	2008 年 06 月 30 日	2008 年 4 月～6 月
集計情報の流 布	未	在留邦人対象に各団体及び領事館ルート	
調査項目:			

報告要旨

- I. セクトの新勧誘手口
- II. 青少年のタバコ、アルコール、向精神薬使用状況
- III. カルトブルーの新情報盗難手口
- IV. 偽の肩書きを名乗った詐欺事件
- V. 自動車運転時の装備についての新しい義務

I. セクトの新勧誘手口

政府機関である MIVILUDES(セク逸脱ト対策関係省本部)は、セクトが精神療法を使った新しい勧誘手口で布教を行っていることに注意を喚起している。

MIVILUDES によると、公認の資格がないのにも関わらず、法律の隙間を利用して国際またはヨーロッパのディプロムを持つとする偽の精神療法医がフランスに 7,000 から 1 万人いるとされている。これらの偽の療法医は、「根本的な変化」や「無意識の領域に潜在する身体の記憶を呼び起こさせる」方法で現実世界の問題を解決することを約束し、高額で長期にわたる治療を提案する。大半の被害者は女性で、日常生活における問題を抱えている被害者が精神療法士の元に診察に訪れると、性的被害を受けていないにもかかわらず受けたかのように思い込ませ、その記憶が今の生活の問題の源になっていると思込ませる。思い込まされた被害者は、不当に加害者を指名し家族を含む周囲を混乱させる。場合によっては法的措置に出て、不当に名指しされた加害者らが裁判などで無罪を主張するという事態にまで及ぶこともある。これにより、被害者と思込んでいる患者も加害者と不当に名指しされた人物も、鬱、自殺、心臓病などの健康的問題を抱えることになるというケースが多いという。このように次第に家族や友人などから孤立させるように仕向け、治療のセッションが進むにつれて患者は洗脳され自分自身で考えることが不可能になり、自然にセクトに入信することになる。

MIVILUDES では、以上のような偽の精神療法医による診察の危険性を広く世間に知らせるとともに、偽の告訴への公式な対応策を保証することが重要とみている。

政府によると、現在フランスには 10 万人ほどのセクト組織被害者がいると推定されている。

(以上プログレ紙 4 月 3 日付)

II-青少年のタバコ、アルコール、向精神薬使用状況

青少年のタバコ、アルコール、向精神薬使用は全体的に減少していきつつあるにも関わらず、依然として憂慮すべき状況にある。

- フランスにおける若者のアルコール、タバコ、カナビスの消費現状
若者のタバコおよびアルコール消費量は 2000 年度に比べて減少しているが、カナビスの消費は横ばい傾向にある。他のヨーロッパ諸国と比較してフランスの青少年のアルコール消費は少ないものの、カナビスの消費が多い。
- 女子の喫煙増加
2005 年度には 17 歳の青少年の 10 人に 7 人がすでに喫煙したことがあり、そのうち 3 分の 1 は日常的に喫煙しているという。70 年代には主に男子が喫煙していたが、今日では 15-16 歳の女子は同年代の男子より多数が定期的に喫煙している。アルコール、カナビスは未だに男子の消費の方が多い。
- アルコール
アルコール飲酒開始年齢は 12 歳前後で主に家庭内で始まるとされている。これは 1970-80 年代に比べて少しばかり遅くなった。しかしながら、飲酒開始年齢が問題ではなく、

定期的な酩酊状態を経験することのほうが大きな問題である。全体的にアルコール消費量は減少しているが、2005年度は17歳の男子33.4%と女子18.4%が定期的に酩酊状態を経験しているとする。

- カナビス消費

17歳の若者の二人に一人がすでにカナビスを消費したことがあるとされ、10人に一人が少なくとも月に10回以上、20人に一人が日常的にカナビスを消費しているという。カナビスをはじめて消費する年齢は15歳前後という。

- 5-10%の若者が複数の薬物を摂取している

5-10%の若者は、エクスタジー、アンフェタミン、コカインなど複数の薬物を摂取したことがあるとされ、17歳の若者のうち4分の1がすでに向精神薬を消費したことがあるとしている。

若いうちのアルコール摂取は脳にダメージを与え成長を鈍らせるとされているほか、カナビス消費は、精神病患者を引き起こす割合が高いとされている。この年代の青少年をもつ邦人は危険性を言い聞かせておくことが必要であろう。

政府もこの事実を重く受け止めており、秋からは店舗での未成年に対するアルコール飲料販売を全面的に禁止することも検討している。

(以上プロブレ紙4月8日付)

III- カルトブルーの新情報盗難手口

以前から報告している、コレ・マルセイエ*やスキミング*の手口で、現金自動引き出し機や24時間利用可能なガソリン給油所などを利用した人たちのカードやカード情報を盗み、スキミングの場合には偽のコピー・カードを作成。その後暗証番号を使って口座から現金を引き出したり、通信販売で利用するというカルトブルーの詐欺事件。これまでは、手で触ったり良く観察して確認すると従来の機械に貼り付けてあった盗難のための装置を見分けることができたが、今回リヨンにてより洗練され発見することがほとんど不可能なスキミングのための装置が見つかった。

6月2日イタリアとの国境付近のモダン市にて、検閲係員が23、25、61歳のブルガリア人男性3名の乗った車の内にノート・パソコンと多数の銀行カードが発見された。これを受けて警察が捜査を続けた結果、特に東欧を中心とした犯行グループが金融機関が開発した安全装置に対抗して、超小型の新装置を開発していたことが判明した。

この超小型で超薄型のデジタル情報読み取り装置を、現金自動引き出し機や無人自動給油所などのカード挿入口に設置し、いままで同様にカードの情報を盗み暗証コードをカメラなどで録画したあと、カードを複製。そのカードを使用して高額な買い物や現金を引き出していた。

カードの情報や暗証番号を盗み複製するという犯行手口は、ローヌ県で今から約10年前にブルガリア人による犯行が見つかったのをはじめとし、次第に手口や装置が洗練され

巧妙になってきているという。今回逮捕されたブルガリア人 3 人組も、リヨン市内オペラおよびレピュブリック地域の機械に装置をしかけて 100 枚ほどのカード情報を盗んでいた。

同様の犯行は増加傾向にあり、6 月はじめにはリヨン 2 区でリトニア人が情報を盗んで作成したアメリカン・エクスプレス・カードを使用して高級ブティックで買い物をしようとしたところを逮捕された。この犯人が滞在していたリヨンのソフィテル・ホテルの室内からは、イギリス・ロンドンで集められた情報を元にして作成されたとみれる偽のクレジット・カード十数枚と偽のパスポートが押収された。

何度も報告書で注意しているこの犯罪は、新手口ではないが被害は後を絶たない。非常に狡猾で知らないうちに罠にはまっているケースが多く、犯行後も大金が引き落とされるまで気がつかないケースもある。次第に巧妙になり、国際化している犯行手口に対抗するには、フランス国内および国外において現金引き出し機を利用する場合にはできるだけ金融機関の営業所内にある機械を利用するように心がけること。そしてカードの使用明細書を頻繁に確認することが大切である。これからヴァカンスに出かける邦人も多いと思われるが、この種の犯行はフランス国内のみでなく国際的に広がっているので注意を怠らないこと。

*コレ・マルセイエ

カードの窃盗方法のひとつ。現金自動引き出し機や無人給油所のカード挿入部の細工により、カードが一時的に戻らなくなり、被害者が所定の場所に問い合わせようと機械の前を離れた隙にカードを盗む。犯人はすぐそばにいて通行人を装い、暗証番号をもう一度押すように促したりするが、これもカードを盗む手段である。

*スキミング

カード情報の窃盗方法のひとつ。機械のカード挿入口に特別な装置を取り付け、カード情報を読み取り、また同様に設置された小型カメラを使って暗証番号を盗む。その後これらの情報を元に偽のコピー・カードを作成して使用するという手口。

- カードが機械に吸い込まれてもその場を離れないこと。できればその場でカードの使用差し止め手続きを行うこと。
- 親切そうに話しかけてくる人がいても、他人の前では決して暗証番号を見せないこと。
- 不審な場面に出くわしたら、日時と場所をどこかに記録しておき、その後まめに使用明細を確認する。

IV- 偽の肩書きを名乗った詐欺事件

この犯罪も以前から繰り返し報告している犯罪手口であるが、手口が多様化、巧妙化し被害が続いている。

6 月にはあらたに、郵便配達人を名乗って「小包がありますのでホールまで降りてください」とインターホンを押し、住人がアパートに鍵をかけずに階下まで降りると郵便配達人も小包も姿は無く、不思議に思っアパートに戻るとその際にアパート内が物色されていて

金目のものが盗まれてたという被害が報告されている。

その中、ローヌ県およびスイスを中心として偽の肩書きを名乗って詐欺を働いていた男女 2 人組が 6 月にリヨンで逮捕された。

この 2 人組の手口は、まず身なりの良い女が、看護婦、薬剤師、医療関係者と名乗って主に高齢者をねらって被害者の自宅を訪問する。その後男が偽の警察官を名乗ってこの女を詐欺として逮捕。男は被害がないか自宅内を確認すると言って被害者の自宅内を物色。その後 2 人はその場を去るが、同時に貴重品も姿を消すというもの。この 2 人組はリヨン地方で今年 5 月までに約 30 件、そしてスイスでも 35 件を犯行を認めている。

主に被害者は一人暮らしの高齢者であるが、言葉が不自由な邦人も被害にあう可能性は充分にある。何度も繰り返すが、見知らぬ訪問者はもちろんのこと警察、郵便配達人、管理会社から派遣されたものと名乗る訪問者にも充分に気をつけること。警察であれば身分証明書の提示を求め、アパートを離れる際にはほんの数分であっても必ず戸締りをする事。

VI. 自動車運転時の装備についての新しい義務

7 月 1 日より*、自動車を運転する際には手の届く範囲に蛍光ベストと三角停止版を装備することが義務となる。道路での車両故障の場合に車外に出る場合には蛍光ベストの着用が義務付けられ、状況に応じて三角停止版を使用すること。装備していない場合には 135 ユーロの罰金となる。

ONISR(国内各省間交通安全観察所)によると、2007 年度の交通事故による死亡者数は減少しているものの、二輪車ドライバーの死亡者数および無免許運転が大幅に増加しているという。2007 年度の交通事故による死亡者数は 4,620 人でこれは前年比マイナス 1.9%の記録となる。しかしながら、人身事故は前年比+1.2%の 8 万 1,272 件となった。事故原因ナンバー1 は飲酒運転で死亡 1,031 人と怪我 4,790 人が飲酒運転による記録。次いでスピード違反が事故原因第 2 位に挙げられている。

また、最近の傾向として無免許運転が増加している。ONISRによると、無免許で運転しているドライバーの数はおよそ 30 万人にのぼると見られており、ますます増加する傾向にあるという。その原因として免許停止処分を受けたドライバーの数の増加が挙げられる。2003 年度には免許停止処分を受けたドライバーの数は 2 万 1,000 人であったのに対して、2007 年度には 8 万 8,700 人と大幅に増加している。またこの他に約 30 万人が無免許取得せずに車を運転していると見られている。これらのドライバーはもちろん無保険であることも大きな問題である。(リヨンプレウス紙 6 月 19 日付)

*本来は 7 月 1 日からの適用されるが、これらの商品を扱う店舗などで品切れが続いているために、本格的な適用は 10 月 1 日からになると見られている。